

食品安全委員会微生物・ウイルス専門調査会 第83回議事録

1. 日時 令和3年11月29日（月）10:30～11:55

2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを利用）

3. 議事

- (1) 専門委員等の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出・座長代理の指名
- (4) 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）の改訂の検討について
- (5) その他

4. 出席者

（専門委員）

小坂座長、浅井専門委員、安藤専門委員、大西専門委員、春日専門委員、岸本専門委員、木村専門委員、熊谷専門委員、砂川専門委員、野田専門委員、久枝専門委員、三澤専門委員、皆川専門委員、宮崎専門委員、横山専門委員

（専門参考人）

工藤専門参考人、小関専門参考人、豊福専門参考人

（食品安全委員会委員）

山本委員長、脇委員

（事務局）

鋤柄局長、中次長、石岡評価第二課長、高山評価調整官、水野課長補佐、水谷評価専門官、中村係長、豊澤技術参与

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」に係る確認書について

資料2 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（改訂案）

資料3 微生物評価指針（暫定版）改訂に係る起草会議での議論について

資料4 手引書（仮題）目次案

参考資料1 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）

参考資料2 PRINCIPLES AND GUIDELINES FOR THE CONDUCT OF MICROBIOLOGICAL RISK ASSESSMENT CAC/GL-30(1999)（2005年6月30日第3回ウイルス専門調査会資料）

6. 議事内容

○石岡評価第二課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第83回「微生物・ウイルス専門調査会」を開催いたします。

私は、事務局評価第二課長の石岡と申します。座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、食品安全委員会決定「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」に基づきまして、Web会議システムを利用して開催しております。本専門調査会は、原則として公開となっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。

また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のユーチューブチャンネルにおいて動画配信を行っているところでございます。

去る10月1日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の選任が行われまして、本日は選任後の最初の会合となります。

まず初めに、食品安全委員会の山本委員長より御挨拶申し上げます。

○山本委員長 おはようございます。食品安全委員会の山本でございます。

このたびは専門委員への御就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長として、御礼を申し上げたいと思います。

既に菅内閣総理大臣名の令和3年10月1日付食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員の先生方が所属される専門調査会あるいはワーキンググループにつきましては委員長が指名することになっており、先生方を微生物・ウイルス専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

微生物・ウイルス専門調査会は、微生物学や公衆衛生学、疫学等の分野が御専門の専門委員で構成される専門調査会であり、微生物・ウイルス及び寄生虫を対象とし、食品健康影響評価、リスク評価を行っていただいております。

これまでに本専門調査会では様々なハザードに関する食品健康影響評価を取りまとめていただくだけでなく、リスクプロファイルという形で国民の皆様へ情報発信を行うといった活動にも御尽力いただいております。

本日御議論いただく予定の「食品により媒介される微生物に係る食品健康影響評価指針」

は、微生物等の特性を踏まえた上で、食品健康影響評価に必要な考え方や評価方法を示し、評価の公平性、透明性、そして調査審議の円滑化に資するものですので、今後の評価のためにも、ぜひ活発な御議論をいただければと思います。

食品安全委員会は、リスク評価機関として独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の専門分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に本専門調査会での審議に御参画いただきますようお願い申し上げます。

また、通常私どもが考える科学は、精密かつ多数のデータを基に正確な解答、真理を求めていくものです。一方、御承知のように、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断していく科学、いわゆるレギュラトリーサイエンスの一つであると考えられております。リスク評価におきましては、時に限られたデータから何らかの回答を出すことを求められることもあるという点も御理解いただきたいと思います。

なお、本専門調査会をはじめ食品安全委員会の審議につきましては、原則公開ということになっております。公開することによるメリットとしましては、先生方の御経験を生かした御発言や最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった評価方法の概要や活用の意義といったものを国民の皆様に広く御理解いただけて、情報の共有に資するものと考えています。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず深い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように御尽力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○石岡評価第二課長 ありがとうございます。

次に本日の議事と配付資料の確認をさせていただきます。

○水野課長補佐 事務局の水野です。

先生方におかれましては、お忙しい中、Web会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の議事ですけれども、専門委員等の紹介、専門調査会の運営等について、座長の選出・座長代理の指名、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）の改訂の検討について及びその他です。

本日の資料ですが、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が資料1-1～資料4までの6点、参考資料が2点です。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。過不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

また、本日はWeb会議形式で行いますので、注意事項を3点お伝えいたします。

1点目ですけれども、発言者音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにしてくださいようお願いいたします。

2点目ですけれども、御発言いただく際はこちらのカードの赤い面、挙手のカードを御提示いただきますか、Web会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにして、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言をお願いいたします。座長より指名がない場合には、直接マイクをオンにして呼びかけてください。発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとしてください。

3点目ですけれども、音声接続不良など通信環境に問題がある場合は、カメラをオフにすることや再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合は、Web会議システムのメッセージ機能によりお知らせをお願いいたします。全く入室できなくなってしまう場合には、事務局までお電話をいただきますようお願いいたします。

以上がWeb会議の注意事項になります。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事「(1) 専門委員等の紹介」でございます。

お手元に専門委員名簿がございますので、御覧ください。委員名簿がございますとおり、微生物・ウイルス専門調査会は15名の専門委員から構成されております。今回新たに3名の専門委員に御就任いただいております。

私のほうから名簿の順番でお名前を御紹介させていただきますので、恐れ入りますけれどもお名前を呼ばれました専門委員の先生におかれましては、簡単に一言御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

では、名簿の順番で、まず浅井専門委員でございます。

○浅井専門委員 岐阜大学の浅井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 安藤専門委員でございます。

○安藤専門委員 鹿児島大学共同獣医学部の安藤です。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 大西専門委員でございます。

○大西専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の大西です。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 小坂専門委員でございます。

○小坂専門委員 東北大学の小坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 春日専門委員でございます。

○春日専門委員 国立環境研究所の春日文子と申します。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 岸本専門委員でございます。

○岸本専門委員 埼玉県衛生研究所の岸本と申します。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 木村専門委員でございます。

○木村専門委員 東京海洋大学の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 熊谷専門委員でございます。

○熊谷専門委員 和洋女子大学の熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 砂川専門委員でございます。

○砂川専門委員 国立感染症研究所実地疫学研究センターの砂川と申します。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 野田専門委員でございます。

○野田専門委員 日本食品衛生協会の野田と申します。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 久枝専門委員でございます。

○久枝専門委員 国立感染症研究所寄生動物部の久枝です。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 三澤専門委員でございます。

○三澤専門委員 宮崎大学の三澤です。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 皆川専門委員でございます。

○皆川専門委員 愛知県衛生研究所生物学部の皆川と申します。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 宮崎専門委員でございます。

○宮崎専門委員 農研機構動物衛生研究部門の宮崎です。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 横山専門委員でございます。

○横山専門委員 東京都健康安全研究センターの横山です。よろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 また、本日は、工藤専門参考人、小関専門参考人、豊福専門参考人にも御出席いただいております。

食品安全委員会からは、冒頭御挨拶いただきました山本委員長と脇委員に御出席いただいております。

また、事務局からは、鋤柄事務局長、中次長、高山評価調整官、水野課長補佐、水谷評価専門官、中村係長、豊澤技術参加が出席をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事「(2) 専門調査会の運営等について」に入らせていただきます。

時間が限られておりますことから、要点のみ簡潔に御説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。「食品安全委員会専門調査会等運営規程」となります。

第2条に専門調査会の設置等について定められています。本日の議事に関係するところを御説明しますと、第2条第3項、数字の3のところですが、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」としてあります。

また、第2条第5項には、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございます。

その下の第3条には、議事録の作成について定めてあります。

第4条が専門調査会の会議ということで、まず第1項に、「座長は、専門調査会の会議を招集し、その議長となること」、また、第3項に、「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」としていただいております。

第5条は専門委員の任期を定めており、2年となっております。

また、次のページに別表がございますけれども、各専門調査会の所掌事務が記載されておりまして、本微生物・ウイルス専門調査会の所掌事務としましては、下のほうですけれども、「微生物、ウイルス及び寄生虫の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」となっているところがございます。

続きまして、資料1-2を御用意ください。「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

まず、「1 基本的な考え方」でございますけれども、評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行わなければならないことを記載しております。その際に、当該調査審議等に用いられる資料の作成に当該学識経験者が密接に関与している場合など、中立公正な評価の確保の観点からは当該調査審議等に参加することが適当でない場合も想定されますので、これに該当する専門委員の方に調査審議への参加を控えていただく場合があるということが記載されているところがございます。

その下の「2 委員会等における調査審議等への参加について」を御覧ください。

(1)に、「委員会等は、その所属する委員又は専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする」とございます。

具体的には、その下の①から次のページの⑥に6点ほど記載しております。

例えば①ですけれども、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額が、別表に記載したいずれかに該当する場合、④ですけれども、特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合、このような場合が該当することとなりますので、御留意のほどよろしくお願いいたします。

こうしたことを確認するため、次のページの(2)ですけれども、委員等の先生方から、任命された日から起算して過去3年間において、先ほど御説明しました(1)に掲げる場合に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出いただいているところがございます。これは、変更があった場合も同様でございます。

また、(4)にございますとおり、提出があった日以後に開催する委員会等の都度、事実の確認を行わせていただいているところがございます。

説明は以上ですけれども、これまで御説明しましたことについて、何か御質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま御説明しました内容について御理解・御留意の上、専門委員としてお務めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議事「(3) 座長の選出・座長代理の指名」に進ませていただきます。

座長につきましては、先ほど御説明しました資料1-1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」の第2条第3項に、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とされているところがございます。

皆様、いかがでございますでしょうか。御推薦いただけますでしょうか。
皆川専門委員、よろしく願いいたします。

○皆川専門委員 座長につきましては、これまでの長い御経験と深い知見をお持ちの小坂専門委員を御推薦申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○石岡評価第二課長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

野田専門委員、よろしく願いいたします。

○野田専門委員 私も、これまでの御実績等から小坂専門委員が適任かと思い、御推薦させていただきます。

以上です。

○石岡評価第二課長 ありがとうございます。

ただいま皆川専門委員、野田専門委員から、小坂専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございますでしょうか。

御賛同される方は、青色の同意カードまたは手で丸を作ってくださいと思います。

(専門委員同意)

○石岡評価第二課長 どうもありがとうございます。

御賛同いただきましたので、座長に小坂専門委員が互選されました。小坂専門委員、座長をよろしく願いいたします。

それでは、小坂座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○小坂座長 小坂でございます。若輩者でございますが、先生方あるいはステークホルダーの皆様と協力しながら何とかこの会を運営していければと思っていますので、皆さんどうぞよろしく願いいたします。

○石岡評価第二課長 ありがとうございました。

次に、同じく先ほど資料1-1で御説明させていただきましたけれども、「食品安全委員会専門調査会等運営規程」の第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございますので、座長代理の指名を座長にお願いしたいと思います。

また、これ以降の議事の進行は、小坂座長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○小坂座長 それでは、これからの議事を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、これは春日専門委員にお務めいただきたく思っております。春日先生は本当に黎明期から、この分野で日本の中で非常に主導的な役割を果たしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

皆様、いかがでしょうか。同意いただける場合は、お願ひします。

(専門委員同意)

○小坂座長 皆さん同意いただいたということでございます。ありがとうございます。

それでは、春日座長代理から一言御挨拶をお願ひいただけますでしょうか。

○春日専門委員 ただいま御指名いただきました春日です。

新任といいますか復帰早々に御指名をいただきまして、大変恐縮しております。

小坂座長からお話がありましたように、この調査会の議題であります評価指針の暫定版の作成にも関わりましたので、そういうことで御指名いただいたものと理解しております。小坂座長には当時から大変お世話になっておりましたので、今回は精いっぱいサポートさせていただきますと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○小坂座長 春日先生、ありがとうございます。

それでは、利益相反の確認というところで議事に入りますが、事務局から食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、報告をお願ひいたします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事について資料1-3にございます専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2-(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○小坂座長 ありがとうございます。

御提出いただいた確認書について相違がない、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。各専門委員の方、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここの議事については終わりにしたいと思ひます。

続きまして、議事「（４）食品により媒介される微生物に関する食品健康評価指針（暫定版）の改訂の検討について」、今日のメインのところになると思います。

それでは、議事に入ります。議事（４）の暫定版については、前回7月19日、夏に行われました第82回調査会において改訂を行うことが決定され、起草作業を行う起草委員を選出しました。その後、起草委員において、電子メールによる作業と2回の起草会議を開催し、審議を行ってまいりましたので、その審議結果について御報告したいと思います。

第1回の起草会議では、今般、評価指針（暫定版）を改訂する目的を改めて確認し、目的を踏まえて全体構成について方針を議論しました。

第2回の起草会議では、第1回で議論した改訂方針を基に、評価指針改訂案の草案の審議を行いました。かなり細かいところまで綿密に行ったところでございます。

なお、起草委員ですが、前回調査会において野田専門委員、小関専門委員、豊福専門委員、脇田専門委員、そして私が指名されておりました。今般、専門委員の改選がございましたので、改めて起草委員について確認をさせていただきたいと思いますが、私のほか、これまで起草作業を行っていただいた野田専門委員、小関専門参考人、豊福専門参考人に引き続きお願いしたいと思っています。

また、先ほど春日専門委員からも話がありましたとおり、春日専門委員はこの評価指針のもともとの作成に関わっていたといういきさつもございますので、今後、起草委員の立場としても御参画いただきたいと思っておりますが、皆様、それでよろしいでしょうか。御同意いただけますでしょうか。

（専門委員同意）

○小坂座長 ありがとうございます。

それでは、春日専門委員には座長代理もお願いしているところでございますが、この起草委員としてもどうぞよろしくお願ひいたします。

また、前回の調査会において御同意いただきましたが、今後も各分野で専門家の御意見が必要になる部分については、検討に当たって必要な知見をお持ちの先生方に、必要に応じてその都度参加いただく形にしたいと思っております。先生方からまた御推薦等をよろしくお願ひします。

それでは、起草会議の議論について、事務局より御説明をよろしくお願ひいたします。

○水野課長補佐 それでは、説明させていただきますので、資料3と資料4を御用意ください。

まず、資料3を御覧いただければと思いますが、先ほど小坂座長より御説明いただきましたように、7月19日に開催されました第82回微生物・ウイルス専門調査会において起草委員を選出して、起草委員により草案を作成する進め方について御同意をいただいたところ です。

微生物評価指針（暫定版）改訂に係る起草作業については、起草委員と事務局による電

子メールでの連絡を通じて、また、9月29日に第1回の起草会議及び10月28日に第2回の起草会議を開催して議論を行いました。

起草会議ではまず、今般、微生物評価指針（暫定版）を改訂する目的を改めて確認・整理をした上で、改訂目的を踏まえて全体的な構成について議論を行いました。

まず、改訂目的なのですが、資料3の一番上の1つ目の◆ですが、食品安全委員会が評価を実施する上で、指針としての文書上の整理を行うこと、一貫性、透明性を担保するということ。

2つ目の◆ですが、これまでの国内外の評価実績を踏まえて、最新の科学的知見を含めて指針の更新を行うことであるということを確認いたしました。

続いて、これらの改訂目的を踏まえまして、全体構成について議論を行いました。

その下の「全体構成」の1つ目の◆ですが、まず、食品安全委員会が作成している他の評価指針も参考にして整合性を図って、全体的な構成を見直すことといたしました。

目的や背景を記載しました第一章の「総則」、名称については仮題となっております。あと、リスク評価に係る内容を記載した第二章の「各論」、こちらも仮題になっておりますが、こちらの2部構成に整理をするということと、指針（暫定版）に含めていました「2 自らの判断により食品健康影響評価を行うべき案件の選定」及び「3 リスク管理機関から諮問を受ける場合に必要となる事項」については、諮問に関する一般的な手続であるので、改訂案には記載しなくてもよいのではないかということになります。

また、2つ目の◆ですが、指針（暫定版）からの全体構成の変更点としまして、評価指針本体とは切り離す形式で、別途、微生物・ウイルス専門調査会において、評価を実施するに当たっての実践的な「手引書」、こちらも名称については仮となっておりますけれども、それを作成することといたしました。

現時点の暫定版にはかなり細かい内容も含まれておりますので、それらも踏まえて、基本的な考え方については指針本体のほうに記述をし、評価を実施する際に使用する具体的な方法論やモデル、評価事例等の詳細については手引書のほうへ記載することといたしました。

手引書については、まず手引書を作成する際の目次の項目案を今回資料4としてお示ししておりますので、こちらを御参照いただければと思います。

簡単ですが以上となります。小坂座長、お願いいたします。

○小坂座長 ありがとうございます。

起草委員から補足等がありますでしょうか。新しく専門委員になられた先生方はなかなか分からない部分もあるかもしれませんが、これから具体的なところを見ていく中で少し分かってくるところもあります。起草委員のほうで何か追加はありますでしょうか。

野田専門委員、何か御追加で補足はありますでしょうか。

○野田専門委員 野田です。

特段ございませんけれども、議論の中で、この評価指針は誰に向けてのものかというようなお話がありました。もちろん国民や諸外国の行政機関等への発信ということもありますけれども、まずは我々専門委員がこれから議論する上で共通認識として持つためのものではないかという発言をさせていただきまして、そういった意味で今回2部構成になって、本体部分と具体的なガイドラインを分けたという構成は非常によろしいのではないかと考えております。

以上です。

○小坂座長 小関専門参考人、何かありますでしょうか。

○小関専門参考人 今、野田専門委員に言っていたことと同じですけれども、全てを網羅してしまうとすごく煩雑になってしまうので、各論的なのかすごく細かいところは別途切り離したというのが今回の核かなと思いますし、手引書のほうは今ちょうど書いていますけれども、どこまで書き込むかというのはまだ悩みどころですが、この内容を見ればそこそこのことが理解できるというようなところを目指しているということです。

以上です。

○小坂座長 豊福専門参考人、いかがですか。

○豊福専門参考人 豊福です。おはようございます。

食品安全委員会としては、ちょうどこの指針の改訂が各専門調査で横断的に行われておりますし、我々微生物・ウイルスの世界においてはちょうど昨年、FAOとWHOから微生物リスク評価のためのガイダンスが公表されました、タイムリーだと思っています。また、本体は原則部分に焦点を当てて、第二部はより詳細な、かなりテクニカルなドキュメントの作業をしております。第二部の名前である「手引書」に対してはあまりよろしくないと思っています。なぜかという、今、世間で手引書と言うと、HACCPの制度化で、弾力化した運用のため、業界団体等が作成したドキュメントをみんなが「手引書」と言っているものですから、全然業界は違うとはいえ、混乱するおそれがあるので手引書と呼ばないほうが良いと思うのです。

以上です。

○小坂座長 あくまで対象の方に向けて、先ほど委員長などからも説明あったとおり、透明性を高めて、まず、きちんと日本の中でもこういうリスクアセスメントをやっていくための指針があって、それに加えて今度、名前は暫定で手引書という形になっていますが、そことうまく切り分けをして、分かりやすいものにしていくということが趣旨だったと思

っております。起草委員からいろいろと補足をありがとうございました。

今の話につきまして分かりにくい部分もあるかと思いますが、専門委員の皆様から何か御質問等がございますでしょうか。特に新任なされた専門委員からの質問とかは結構貴重な形になりますので、もし何かあればお願いいたします。

皆川専門委員、お願いします。

○皆川専門委員　すごく初歩的なことで申し訳ないのですが、資料4の手引書（仮題）目次（案）の第2に「評価の基本的な考え方」がありますが、これは大本の指針を転記するような位置づけと考えるとよろしいのでしょうか。

以上です。

○小坂座長　事務局のほうから、何か補足はありますでしょうか。

○水野課長補佐　ありがとうございます。

まだ内容については、どこまでを指針本体に書いて、どこまでを手引書に書くかというところを今、起草委員の間でも議論しているところですので、最終的には、ある程度指針のほうの内容が固まってからになるかとは思っておりますけれども、こちらはまだ目次（案）ということで、具体的な内容については作業を進めていないような状況になります。

よろしくお願いいたします。

○小坂座長　また、これからいろいろ進む中で、先生方に御意見いただければと思っています。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、先に具体的に見ていったほうが少し話が分かりやすいと思っていますので、今後の評価指針（暫定版）の改訂作業においては、起草会議での議論を踏まえた全体構成に沿って進めてまいりたいと思っておりますが、皆様、御賛同いただけますでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、ただいま御説明した全体構成に従って、起草会議にて評価指針全体の改訂案について議論を行いましたので、現時点での評価指針本体の改訂案について事務局から説明いただきたいと思います。

水野さん、よろしく申し上げます。

○水野課長補佐　それでは、資料2を御用意いただければと思います。

現時点での改訂案について、概要を御説明させていただきます。資料2の5ページに新しい目次（案）を示しております。先ほど少し説明したように、第一章と第二章の2部構成としておりまして、第一章では背景や目的を記載しております。第二章ではリスク評価

に係る内容を記載しております。

続きまして、本文に参りますが、6ページを開いていただきまして、冒頭、「第一章総則」の第1として背景を記載しております。食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に基づいて、評価指針（暫定版）を平成19年に策定、公表したこと。また、今般の改訂に至った経緯について、こちらに記載をしております。

6行目から、本指針の対象として、食品安全委員会微生物・ウイルス専門調査会が実施する微生物、ウイルス及び寄生虫の食品健康影響評価であるとしております。

17行目になりますが、第2に目的を記載しております。ここで、食品により媒介される微生物（細菌、ウイルス、原虫）及び原虫以外の寄生虫（以下「微生物等」という。）ということで定義をいたしまして、また、これらの微生物等の特徴を踏まえるということをここで明確にいたしました。

24行目、第3の本指針に用いる用語になりますけれども、食品安全委員会が作成しているほかの指針との整合性から、専門用語については基本的に食品安全委員会が作成している用語集を参照することとして整理をいたしました。また、用語集に掲載されていないものでも、評価指針や評価書に必要な専門用語については、現状として別紙1としてまとめ、それを参照する案となっております。

29行目の第4、評価の基本的な考え方ですけれども、ほかの評価指針との整合性から、こちらは新たに項目立てを行ったものになりますが、暫定版で記載されていた理念のところをこちらに包含するとともに、評価のリスク管理機関からの機能的な分離について最初に記載をしております。

続いて7ページに行っていただきまして、評価を行う際には、上から、コーデックスのガイドラインの「政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則」に示されたリスク評価方針に従うということ。

次に同じくコーデックスのガイドラインの「微生物学的リスク評価の実施に関する原則及び指針」に基づいて、リスク評価の四つの構成要素を含む体系的なアプローチに従うこと。

3個目に、関係者を含めた国民との情報共有や意見交換、いわゆるリスクコミュニケーションの実施についてというところを記載しております。

同じく7ページの10行目ですけれども、第5として適用範囲です。こちらは評価の対象とするハザードが微生物等並びにそれらの産生する毒素及び代謝物とするという記載にいたしました。

13行目以降は、暫定版にも記載のあった対象範囲をそのまま記載しております。

19行目から第6として評価の見直し、24行目から第7として指針の見直しを記載しております。

8ページ以降が「第二章 各論」となっております。

各論では、大きな項目として第1に評価、第2に評価に用いる資料等の考え方を記載し

ております。

まず3行目からですが、「第1 評価」としまして、評価は、原則として、コーデックスの「微生物学的リスク評価の一般原則」に基づき実施をするということ。

また、評価は、食品由来のハザードによって引き起こされるヒトの健康影響に係るリスクの情報等をリスク管理機関に提供して、リスク管理機関がそのリスクを低減させるための管理措置を選択するための根拠となる情報を提供することにあるという趣旨の文言を記載しております。

12行目の「1 評価手法」につきましては、第一章で示したリスク評価の四つの構成要素に基づいて実施をするということと、評価を実施する際には、18行目から①～③で示しておりますけれども、こちらに示した点を考慮する必要があるということ。それから、32行目に行きまして、リスク管理機関にリスクの最良の推定値を提供するものであるといったところを微生物等のリスク評価の特徴として記載する案としております。

9ページをお願いいたします。

4行目から「2 評価の形式」として、(1)が定性的、(2)が半定量的、(3)が定量的リスク評価についての概要をそれぞれ記載しております。また、リスク管理者からの質問や評価の目的によって、こういった形式を選択するということを記載しております。

29行目に行きまして、「3 評価の構成要素」ですが、(1)～(4)としてリスク評価の四つの構成要素、ハザードの特定とばく露評価、ハザードの特性評価とリスクの判定について、それぞれの概要を10ページにかけて説明しているというような内容になっております。

11ページの10行目、「4 評価における構成要素の簡略化」となっております。原則は、基本的には4つの構成要素に基づき評価を実施するのですが、15行目から書いてあります①～⑦のような場合には、内容を簡略化して、別の手法を使用して評価結果を示すことが可能であるというようなことを記載しております。

同じく11ページの31行目から、「第2 評価に用いる資料等の考え方」について記載しております。

食品安全委員会は、評価対象となるハザードと食品の特性及びヒト集団に応じた資料を収集して用いることとし、リスク管理機関から諮問を受ける際や、評価に必要な情報が不十分な場合についてということで、こちらに言及をしております。

38行目から「1 データの種類と選別」ということで、こちらではどのような種類のデータを必要として選別するか、また、入手できるデータがない場合やデータを補強したい場合の手段として専門家の知識が利用できることなどを記載しております。

12ページに参りまして、「2 データの精度・信頼性の確保」では、可能な限り査読を受けた科学論文や公的機関のデータを利用しますが、未発表のデータでも利用できるということ、また、これらの使用に当たって留意すべきことを記載しております。

12行目の「3 データギャップ」ですが、必要なデータ及び知見と入手可能なデ

ータ及び知見のギャップについて明らかにするということと、予測微生物学がこのデータギャップを埋めるために利用されるということと、データが不足する場合について専門家の意見を用いることができるということに記載しております。

簡単ですが、概要については以上となります。

小坂座長、よろしくお願いいたします。

○小坂座長 ありがとうございます。

大事なエッセンスとなるこの指針について説明いただきました。手引書のほうとどこまで書き分けるかとか、いろいろな議論があったわけです。

第一章のほうから少し議論していきたいと思っています。

第一章のところ、6ページ目と7ページ目、これは何を評価指針の対象にするのかといったようなところでは。

これについて、もし各委員のほうから御意見があればまずお受けしますし、そうでなければ起草委員から少し補足があればと思います。特にこの辺は、春日専門委員におきましてはかなり昔から関わられたところではありますが、何か補足はありますでしょうか。

○春日専門委員 小坂座長、ありがとうございます。

まず、暫定版から今回改訂されることになった背景や目的について、先ほどから御説明があったわけですがけれども、それに合わせる形で、この本体といわゆる手引書とを分けて整理されるということは、大変分かりやすくなると思います。

これまで2回の起草委員会に私も参加いたしましたけれども、そこで変更履歴でわかるように、かなり突っ込んだ深い議論をしていて、改めて変更履歴のないシンプルなバージョンを見てみると、私の頭の中でもさらに改めて整理がされてきたような気がします。

その中で私も今、大きく2点、もう一度議論し直さなくてはいけないかなというところがあるのですがけれども、それは起草委員の立場ですので、もう少し後になってから発言したいと思います。ただ、全体構成として整理されてきたということを専門委員の皆様にも補足としてお伝えしたいと思います。

○小坂座長 専門委員の方々に、ちょっと分かりにくいとか、御質問あるいは起草委員からの補足等はございますか。「第一章 総則」というところでは。何を対象としてやるかとか、本当に一番大事なところだと思いますので、何かあれば遠慮なくお願いします。

久枝専門委員、よろしくお願いいたします。

○久枝専門委員 「第2 目的」で、原虫以外の寄生虫ということで、これは蠕虫ということになるのですがけれども、これを外して、全体を合わせて微生物等としています。この指針のタイトル、媒介される微生物「等」が入っていないと、整合性みたいなものは取

れるのかなというのが質問です。

○小坂座長 先生がおっしゃるのは、ここは微生物等という形でくくってあるのだけれども、評価指針の名前には等がないというところですか。

○久枝専門委員 そうですね。

○小坂座長 これは事務局から何か説明可能でしょうか。

○水野課長補佐 表題と中身の話ということでよろしかったでしょうか。

ありがとうございます。表題も今、事務局のほうで微生物「等」に変えたいとは思っているのですが、現時点では、もともとあった評価指針の名称の改訂案ということで書かせていただいております。ここは事務局のほうで後ほど整理をさせていただきたいと思っております。できれば「総則」と合わせて微生物「等」という形で記載できればいいかなと思っておりますけれども、後ほどまた整理し、御報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○小坂座長 貴重な御意見、ありがとうございます。

ほかの委員の先生方はよろしいですか。

熊谷専門委員、お願いします。

○熊谷専門委員 ありがとうございます。熊谷です。

1つ教えていただきたいところがあるのですが、「第5 適用範囲」のところ、評価は食品ということで、注釈に「ここでいう食品とは、単一の食品を示すとは限らない」と記載されているのですが、どういうことを意図しているのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○小坂座長 これは事務局から、あるいは起草委員のどなたか、御回答いただけますか。

豊福先生、お願いします。

○豊福専門参考人 こう書いた原因をつくったのは私なのですが、微生物リスク評価の場合には、例えば鶏肉中のカンピロバクターとか卵のサルモネラとか、食品とハザードを特定したコンビネーションで微生物リスク評価を行うことが一般的です。

しかしながら、リスク管理者からの質問に応じては、例えば調理済み食品全てとリステリア・モノサイトゲネスといったリスク評価をやって、それでリステリアのリスクが最も

高い食品はどれかという質問であるとか、あるいは寄生虫のリスクランキングというような場合もありますので、通常は食品とハザードの1対1のペアで評価するのですが、たまに複数の食品をターゲットにすることもあるということ踏まえて、こういう記述をしています。

以上です。

○小坂座長 熊谷専門委員、いかがですか。もし分かりにくい等があれば、さらに御質問いただければと思います。どこまで広げていくかというのは、物によっては食品以外の感染経路みたいなものもあつたりすると、なかなか厄介な場合もありますね。そういうものをどうするかとか、あるいは対象はヒトだということになっているのですが、それでいくかどうかも含めて御意見があればお願いします。

○熊谷専門委員 今の御説明で、意図としていることが分かりましたので、まずは結構です。ありがとうございました。

○小坂座長 ちょっと分かりにくいですか。大丈夫ですか。

今の豊福専門参考人の説明がないと分かりにくいのであれば、もう少し分かりやすくすることも考えてもいいかなと思うのですが、大丈夫ですか。

○熊谷専門委員 大丈夫だと思います。ただ、食品といった場合には、単一の食品だけではなくて、全ていろいろな食品が含まれるのかなとは思いましたので、わざわざ単一の食品を示すとは限らないと記載されているところが少し分からなかったかなと思ったのでお伺いした次第です。

以上です。

○小坂座長 必要に応じて、また御意見あれば検討したいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、「第二章 各論」で、8ページ、9ページ、10ページ、11ページの途中まで、「第1 評価」です。これはかなりいろいろな基本的な評価の仕方が書かれておると思いますが、この辺についても、起草委員のほうから何か補足はございますか。

小関先生、よろしいですか。

○小関専門参考人 私のほうからは特に大丈夫です。

○小坂座長 各専門委員の方々、どうですか。ここも評価の大事なところで、ある意味手引書の基となる方法について書かれていると思います。

「1 評価手法」「2 評価の形式」、定量的か半定量的か定性的かみたいなところと、3番目が構成要素と言われている四つの要素に分かれていると思います。

豊福専門参考人、この辺で何か補足はありますか。あるいは、何か最近の国際的な動きで特に以前よりアップデートされたこととかあれば、補足をお願いできればと思います。

○豊福専門参考人 このレベルといいますか、現在議論している指針のレベルでは、基本的な原則については大きな変更がないので、この時点では特にコメントはございません。そういう最終のアップデートについては、より詳細が手引書のほうに反映されてくると思われます。

以上です。

○小坂座長 先生方、分かりにくいところとかはありますか。よろしいですか。それでは、また後で何かお気づきの点があればお知らせください。

11ページから12ページまでの「第2 評価に用いる資料等の考え方」で、データのところです。限られたデータの中で対応していかなければいけない部分が多いという形になりますが、その中でどうやってそれをマネージしていくかという大きなところだったと思います。

これについては、WHOとかFAOのデータなどで苦労されていた春日専門委員、何か補足等ありますか。

○春日専門委員 ありがとうございます。

ここは冒頭、山本委員長からも御説明がありました四つの構成部分に沿って、また、そこに共通する資料等の考え方を書いているところなので、起草委員会としてはこのくらいの詳しさと共通する考え方を書けばいい。そして、それ以上詳しいことはいわゆる手引書のほうに書きたいと考えているところです。

ただ、データがなかなか集まらないということは、日本に限らず世界的にも非常に課題となっていますので、そのときにどういう扱いをして評価をするかということは、共通で考えていかないといけないことだと思います。

○小坂座長 データについては共有の仕方、国際的にはオープンデータしていく一方で、その扱いに関してはなかなか難しい部分があるかもしれません。今回も専門委員の中で地方衛生研究所の先生方がいて、そういうところでデータをどの程度共有できるのかといったところで、よりやりやすくなっているのか、あるいは厳しくなっているのかを含めて、もし御意見あれば教えていただきたいのですが、岸本先生、この辺のデータの扱いに関していかがですか。

○岸本専門委員 データにもよると思いますが、ある程度公的に出されているもの、信頼性が確保されているものであれば、論文とかにならなくても、資料みたいな形で提供できる。それぞれの判断はあると思いますが、そういったものは結構あると思います。

○小坂座長 横山専門委員、コロナを見ていると東京都はなかなかデータ共有が難しかったりする部分もあるのですが、データのやり取りに関して新たな規制とか、あるいは緩めていく方向とか、何かございますでしょうか。

○横山専門委員 新たな規制は特にはないと思うのですが、ある程度報告書みたいな形で出ているものに関しては御提供できると思っております。特に厳しくなったということではないと思います。

以上です。

○小坂座長 ほかの先生方、このデータも含めて、何か御質問や補足はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、13ページの「用語の説明」で幾つか挙げられていますが、こんな形で説明していくということだと思います。何か御質問あるいは御意見等はございますでしょうか。

浅井専門委員、お願いします。

○浅井専門委員 用語ではないのだけれども、9ページの「評価の形式」で「評価の形式は、リスク管理者からの質問や評価の目的により選択する」と聞こえていますか。

○小坂座長 聞こえています。何行目ですか。

○浅井専門委員 9行目の途中から、「評価の形式は、リスク管理者からの質問や評価の目的により選択する」と書いてあるのですが、途中のところで、例えば10ページの24行目とか、組合せによる手法で推定するだとか、どこかにも評価側が選択するような形の記載があったように記憶しているのですが、何となくつじつまが合わない感じがします。整理したほうがいいのかという気がしました。

○小坂座長 豊福専門参考人、この辺の全体の前提というか、その辺について御説明いただけますか。

○豊福専門参考人 御質問ありがとうございます。

この意図としましては、ほとんどリスク管理者からの質問あるいは場合によってはデータのクオリティーやデータがそもそも入手可能かどうか、その辺を踏まえて、定性的、半

定量的または定量的、定量も絶対論的にいくか確率論的にいくか、どのアプローチを用いるかというのは、一義的にはリスク評価者が決めることになると思います。ただ、そのときには、リスク管理者とのインターアクションというのはあってしかるべきかと思いますが、リスク管理者から聞かれた質問に応じて、定性的な評価ですぐに回答できる場合もありますし、定量的なリスク評価が必要になってくる場合もあるということで、あくまでも質問に応じてどのアプローチを選ぶか、最も適切に科学的な評価ができるかというのは、一義的には評価者のデータや質問の性質などを考えて決めていくことになると思います。

以上です。

○小坂座長 今、豊福先生がおっしゃった時間的な余裕がどのくらいあるかということとか、データがちゃんとそろっているのか、あるいはどういう質問なのかというものに応じて、可能であればもちろん定量的なものがいい場合もあるけれども、必ずしも定量的でない駄目というわけではないというところの書きぶりなのかと思っています。

春日専門委員、お願いします。

○春日専門委員 春日です。

この点、先ほど私は2つ申し上げたいことがあると言っていた第2番目のことと関連するのですが、先ほど水野さんの御説明の中で、暫定版にありました自らの判断による食品健康影響評価を行うべき案件の選定と、リスク管理機関から諮問を受ける場合に必要となる事項、この2つについては諮問に関する一般的な手続であることから、今回の改訂版では記載しないことになったという御説明がありました。

その方針でつくっているわけなのですが、そうしますと、そもそも微生物等に関する評価に当たって、リスク管理機関からの諮問に応える場合と、自らの評価によって行う場合と、2つのタイプがあるということ、これそのものがそっくり改訂版から抜けてしまっているのです。

その一方で、今の9ページや11ページにも「リスク管理機関からの諮問を受ける際には」という言葉が出てきます。そこが唐突に聞こえてしまう、見えてしまうというギャップが生まれているのかなと感じました。

諮問に関する手続で、この評価指針とは別に整理される部分があるということをごどこかで引用できれば、そこに関連する手順を踏まえつつ、リスク管理者からの質問や評価の目的を評価指針本体では明らかにしていけばいいのだということが結びつけられるようになると思うのです。

ですので、この評価指針の総則の「第2 目的」かと思うのですが、前のほうに、この評価指針は、リスク管理機関からの諮問に対応する場合と、自らの評価を行う場合と、両方が対象になるということ、まず短く一文加えて、かつ、今、御質問のありました9ページ、あるいは、まだ御質問はありませんけれども11ページ等で、「リスク管理機関か

らの諮問」という文言が出てくるときには、諮問に対する手続の文章を引用するという形で、種々の文章の連結性を明らかにしていけばいいのではないかと感じました。

この点については以上です。

○小坂座長 根本に関わる場所だろうとっております。自ら評価のところをどのような形で入れていくかということで、事務局のほうで、どのような形で、どこかから引っ張ってこられるかとか、その辺は何かお考えはありますか。

あるいは、春日専門委員が言われたように、この文言の中で言っているのは、「第2 目的」または「第4 基本的な考え方」のところですか。ここでは「リスク管理過程から独立し」と書かれているので、この辺で何か補足がないと若干難しい部分かなとは思っております。

○水野課長補佐 ありがとうございます。事務局です。

今、食品安全委員会の既存の文章から引用してくるような形でも構わないという御認識でしょうか。

○小坂座長 春日専門委員、いかがでしょうか。それでよろしいですね。

○春日専門委員 春日です。

もう一度繰り返しになりますが、資料3で御説明いただいた中に、諮問に関する一般的な手続であることから、改訂案には記載しないということなので、その一般的な手続を引用する何らかの文章があると理解しておりまして、そちらを引用する形で結びつけられるのかなと感じました。その点は事務局に少し確認をお願いできればと思います。

以上です。

○水野課長補佐 ありがとうございます。事務局です。

今すぐどこがということをお示しできないので、事務局のほうで確認をした上で、どこかそこに該当するものをここに引用できるかどうかも含めて御相談させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○小坂座長 今のまず質問から始まったリスク管理者からの依頼に基づきどのような形式を選択するかというところの書きぶり、それに基づいて、これまで食品安全委員会の微生物・ウイルス専門調査会は割と自ら評価をやってきましたので、そこもうまくきちんと入るような形で修正を考えたいと思います。

浅井専門委員、挙手がありましたので、お願いします。

○浅井専門委員 何かすごく難しい話になってしまったので恐縮なのですがけれども、さっきの私の質問に関して、豊福先生にお答えいただいた内容からすると、「リスク管理者からの質問や評価の目的」及び、例えば、データの充実度みたいなことが入るといいのかなと思って聞いていたのですがけれども、春日先生のご意見がすごく難しい話になってしまったのですがけれども、以上です。

○小坂座長 浅井先生の懸念についても、そこを分かりやすく整理していくことも必要で、なおかつ自ら評価と管理機関からの依頼というところがうまく共存できるように、そこも入れ込むと。2つの視点があったと思いますので、そこは両方ともきちんに対応していくということでいくのかなと思っておりました。

ちなみに、春日専門委員のもう一つの御懸念というのは、言っておいてもらったほうがみんなの精神衛生上いいのかなと思っていますので、お願いします。

○春日専門委員 春日です。

豊福さんから手が挙がっているのも、もしかすると前の御質問に関連しているのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○小坂座長 豊福専門参考人、お願いします。

○豊福専門参考人 今の問題で、たしか起草をやっている最中に、自ら評価でもリスク管理者に諮問されて評価する場合でも、基本的にやることは一緒で、唯一違うのは、リスク管理者から諮問される場合には質問や目的は向こうから明確に来るけれども、自ら評価の場合には質問と目的を食品安全委員会が考えることになるけれども、そこが違うだけで、評価自体は、やることは一緒ではないかという話をした記憶があります。

今の議論で一番簡単に修正するのは、9ページの9行目の真ん中ぐらい、「評価の形式は」の後の「リスク管理者からの」を取ってしまって、「評価の形式は、質問や評価の目的及びデータの質や量などによって選択する」とすれば全部解決するのではないですか。

以上です。

○小坂座長 ありがとうございます。

今の9ページのところはそれでいいのかなと思いますが、全体として自ら評価のことをどんな形に入れるのかというのは、事務局と相談して、もしこのままで全然問題がなくて、これを分ける必要はないのだということになれば入れなくて済むし、やはり入れていかないと整合性が取れないとなれば、ほかを引用して何らかの形に入れていくということもあり得るのかなと思っています。

事務局、そんな感じでどうですか。

○水野課長補佐 ありがとうございます。承知いたしました。

今後、また御相談させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小坂座長 砂川先生、お願いします。

○砂川専門委員 的外れな質問かもしれないので、そうであればスルーしていただきたいのですが、私どもがいわゆる積極的疫学調査に臨むときは、感染症法第15条に基づいて、自治体とか国の要請に応じて調査をするような形になるので、そこはいわゆる資料2の中で言っているところのリスク管理機関からの要請に基づくと読めるのかなと思っていたりしています。

また、自ら評価みたいな部分についても、最近はそういった形で調査をすることもあるのですが、そこも法的な位置づけについて悩んだりしながらいろいろやっていたりするので。そこは今回、食品安全委員会の立てつけとなっている法的な部分とか、そういったあたりを言い出すときりがないかもしれないので、あまり言わなくてもいいのかもしれないのですが、そういったあたりは事務局的にというか、クリアになっているということなのであればいいなと思います。

私は少し別の立場で、感染症のところ、そういったあたりが時々問題になるものから、ちょっと気になってコメントしました。

以上です。

○小坂座長 砂川先生、貴重な意見をありがとうございます。

確かにFETPの方々はいろいろ調査に入られて、まずそのデータを共有できるかどうかというのかなり問題になります。どの法律に基づくのかみたいなのも課題になって、必ずしも感染症法に基づくものでない、出血性大腸菌とか一部ダブっているところもあるのですが、そうではない部分があって、この辺の法的な枠組みみたいなもので何か記載しておかなければいけないのか。それとも、その辺はかえって書かないほうがいいのかも含めて、各委員のほうからこの辺についてほかにコメントあればお願いします。

豊福専門参考人、何かありますか。あるいは、熊谷専門委員とかもこの辺のことに詳しいのかなと思ったりもしているのです。

○豊福専門参考人 豊福です。

法的な特に感染症法に関係してくるということになってくると、起草の段階ではあまり検討していないのが正直なところなんです。

今、小坂先生がおっしゃったように、関連してくるとするとSTECが一番多いのかなと思いますが、逆に砂川先生から、この辺で特にこういったことは書いておいたほうが良いと

というようなサジェスションがあれば非常にありがたいのではないかと考えております。
以上です。

○小坂座長 砂川先生、何かありますか。それとも、もうちょっと手引書のほうで何か追加でもよろしければ、データ共有が必ずしも簡単ではない場面があるので、そういうところの配慮というのは、手引書のほうにはやはり入れたほうがいいのかと思っています。

○砂川専門委員 砂川です。

私も冒頭のところに法的な話をどんと書くと、かえってやりにくくなってしまふのかもしれないと思うので、各論のところでは少し必要な部分があれば入れ込むとか、それを参照するとか、それぐらいの感じがいいのかなと思いました。

印象として、リスク管理機関からの要請に基づくところと、あと自ら評価というところの2つが、ちょうど我々が実際悩んだりする部分ととても似ている感じがあったのでコメントしましたが、運用の仕方としては、もう少し各論のところに入れていくというところでは対応できるかもしれないという印象を持ちました。

○小坂座長 ぜひ、いろいろなインプットを今後よろしくお願いします。

熊谷専門委員、食品の食中毒の調査と感染症のほうで何かコメントはありますか。

○熊谷専門委員 ありがとうございます。

こういうリスク評価をしていく際に、十分なデータを集めることが非常に困難な場合が多いというか、大変だということは理解しているところで、そういうデータを集める上で、何か法的な根拠になるようなことが整理できて、集めやすい状態になるのであればいいかなとは思いますが、現時点でこういうことがありますということで具体的にお話しできることがないので、この後、自分でも少し調べてみたいと思います。

○小坂座長 先生方、どうもありがとうございます。

全体を通じて何か御質問、コメントはありますでしょうか。

春日専門委員、お願いします。

○春日専門委員 春日です。

それでは、もう一つ申し上げたかったことになりましたが、目次の構成の本当に一番大きなレベルについての意見です。

「第一章 総則」「第二章 各論」としてはありますが、内容を考えたときに、どうしても私は各論という表現に違和感を覚えていて、この点について修正することが可能かどうか、問題提起をさせていただきたいと思います。

一般的に総則と各論と聞いたときに、総則は各論で触れられるいずれのことにも共通すること、大方針。そして各論と言うと、例えば評価であれば肉に関する評価とか、魚に関する評価とか、そういう具体的なテーマをイメージしてしまうのです。ですので、今回この第二章の中に含まれる内容と各論という言葉が適合しないのではないかという感覚を受けるのですけれども、皆さん、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○小坂座長 春日先生、ほかにどういう言葉がいいかとか、何か御提案はありますか。

○春日専門委員 いろいろ考えてみて、一番中身を表現するとすれば、「評価の内容」とかになるのかなと思うのですが、一方で、冒頭、御説明がありましたように、この評価指針改訂版には、食品安全委員会のほかの評価指針等との様式上の整合性も考えたいということでもありますので、様式的には総則と各論というスタイルが一番統一的な様式になるのだらうということは理解しています。ただ、今回の微生物等に関する評価指針としては、やはり評価の手順、評価の内容というタイトルが中身を反映するのではないかと感じます。

以上です。

○小坂座長 事務局のほう、ほかの専門委員会との整合性もあると思うので、可能な範囲で御検討いただければと思いますが、それでよろしいですか。事務局のほうで今何かコメントはありますか。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

この議論はかなり前からいただいているとは思いますが、最初の頃はまだ内容も固まっていない状況でしたので、今大まかな改訂案ができて、体裁の部分については今いただいた御意見も踏まえて、どういう形で記載できるのかというのは引き続きこちらのほうでも確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小坂座長 先生方、ほかによろしいでしょうか。

そうしましたら、議論を終わりにしたいと思います。

本日、この評価指針（暫定版）の改訂について、起草作業での議論を踏まえた方針と改訂案について報告しました。

起草委員の先生方からも御質問、御意見をいただきましたし、改訂方針については皆様に御同意いただきましたので、指針本体の改訂案について、今日いろいろな意見が出ましたので、それを引き続き起草委員、事務局のほうで改訂作業を進めていきたいと思っております。

今後の予定ですが、引き続き指針本体の改訂作業を進めますが、今日資料4で目次(案)出ています、新たに作成することとした手引書(仮題)についても、同時に起草委員による草案作成作業を行い、専門調査会で皆様に御確認いただくという形で進めてまいりたいと思います。起草委員の方々、かなりお忙しい中、御負担になると思います。申し訳ございませんが、どうぞよろしく願いいたします。そんな形で進めてよろしいでしょうか。

また、本日の内容を踏まえて、さらなる御意見、御質問がありましたら、後から読めば読むほどまた気になることとかが出てくるかもしれませんが、そういった場合は事務局に遠慮なくお知らせいただければと思います。

それでは、議事「(5)その他」でございます。予定されていた議事については一通り議論いただきました。その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回については、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○小坂座長 それでは、本日の議題は以上です。ありがとうございます。

事務局にお戻しします。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

ほかに何かなければ、これで終了とさせていただければと思います。

また、日程については先ほど申し上げましたように、追って御連絡させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、こちらで終了させていただきます。

○小坂座長 ありがとうございます。